

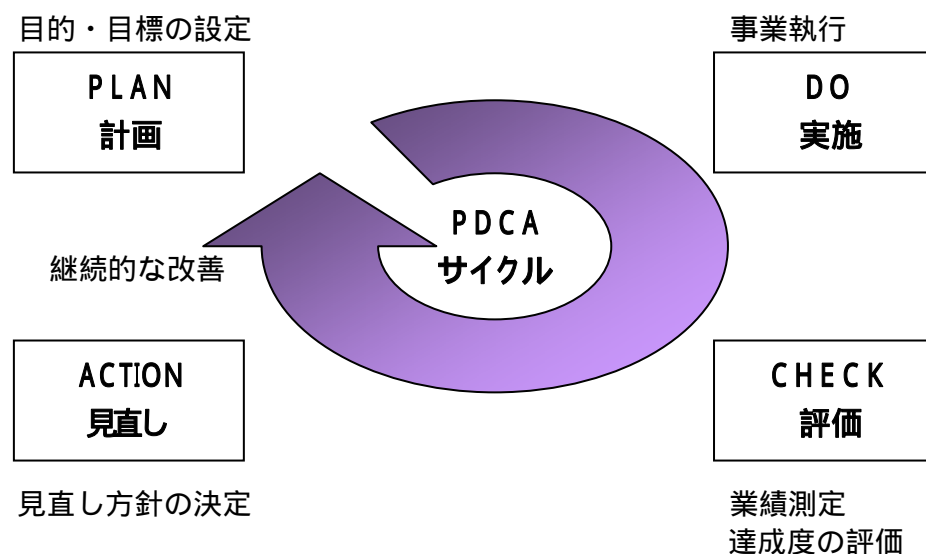
## 行政評価制度とは

行政評価とは、「政策・施策・事務事業からなる政策体系を対象に、その成果や実績などを、事前、中間または事後において、有効性、効率性などの観点から評価するもの」と一般的に定義されています。

その目的は、従来は予算（P：Plan） 執行（D：Do）で終わり、行政サービスを実施した結果の検証（C：Check）に欠けがちであった行政のサイクルに、Check（評価）を導入し、PDCA（Plan 計画 Do 実施 Check 評価 Action 見直し）という経営のマネジメント・サイクルを確立することにより、計画（Plan）の有効性と、実施（Do）の効率性の向上を図ることにあります。

行政評価制度を導入することにより、事業所管課や計画所管課が、事業の成果を組織的、定期的、客観的に見直し、データに基づく改革・改善を行いやすくなるという効果が期待できます。

西東京市では、平成 15 年度、16 年度の 2 カ年にわたる試行と庁内検討を経て、平成 17 年度から行政評価制度を本格導入しています。



## 西東京市における行政評価制度

### 1 制度導入の目的

西東京市では、次の3点を目的として行政評価に取り組みます。

#### **市民満足度の視点から事務事業を見直し、事務改善につなげること**

限られた経営資源の中で、市民満足度を高めていくには、効果性や効率性に配慮しつつも、施策に対する市民の意見に耳を傾けることが必要です。事務事業を市民の視点から捉え直し、課題を発見するためのツールとして行政評価を活用していきます。

#### **総合計画の重点プロジェクトの進行管理に役立てること**

計画を真に実効性のあるものとするためには、計画の進行管理を適切に行う必要があります。また、実施中の計画に対する市民意見を聴くことにより、時代やニーズの変化に的確に対応していくことができます。

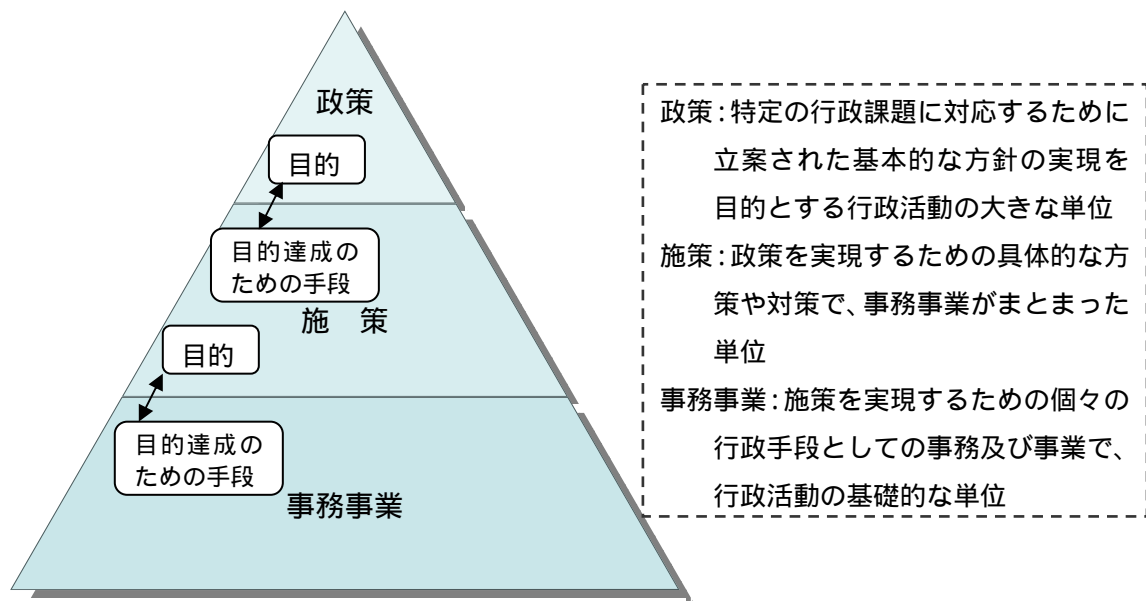
#### **行政資源配分の現状を把握し、その適正化に活用すること**

すべての事務事業が市民の負担と負託によって実施されている以上、その効果を確認することは行政の義務であるといえます。行政評価は決して事業の切捨ての道具ではありませんが、政策効果を見極め、優先順位を判断するための有効な手段となります。真に必要な事業、既に一定の役割を果たした事業、効果が期待できない事業などを見極め、限られた経営資源をより優先度の高い事業に振り向けていきます。

## 2 評価対象事業の選定

行政評価の対象は、一般に政策、施策、事務事業の3つに区分されます。

この政策体系のうち最も小さな評価対象である事務事業が、その上位にある政策や施策の目的・目標を達成するための手段でもあることから、西東京市では、当面、事務事業に着目し、評価（事務事業評価）を行います。



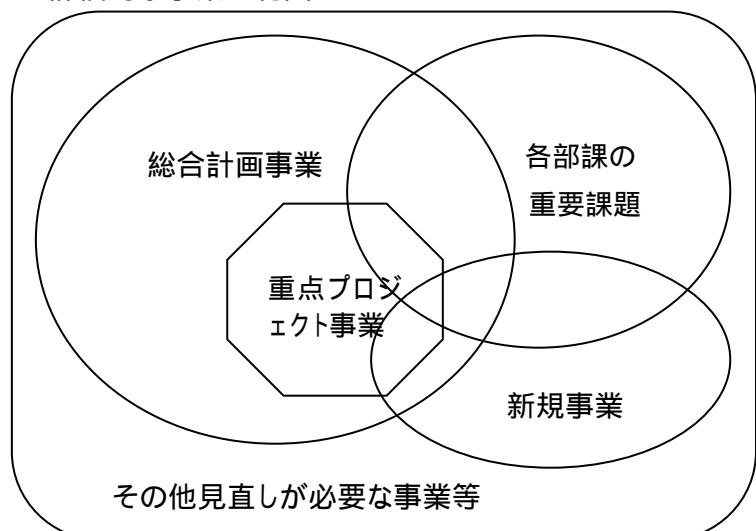
また、評価対象の事務事業は、原則として予算書に記載されている事務事業とします。

西東京市の予算書には、一般会計・特別会計を合わせて、500～600の事務事業があります。このうち、本市における行政評価制度の導入目的に鑑み、次の基準により、毎年度、評価対象を選定します。

これらについて、実施段階にあるものは事後評価を、次年度以降に実施予定で、事業内容がある程度明らかになっている事務事業については事前評価を実施します。

### < 評価対象事業の範囲 >

総合計画事業  
各部課の重要課題  
新規事業  
その他、見直しが必要な事業等

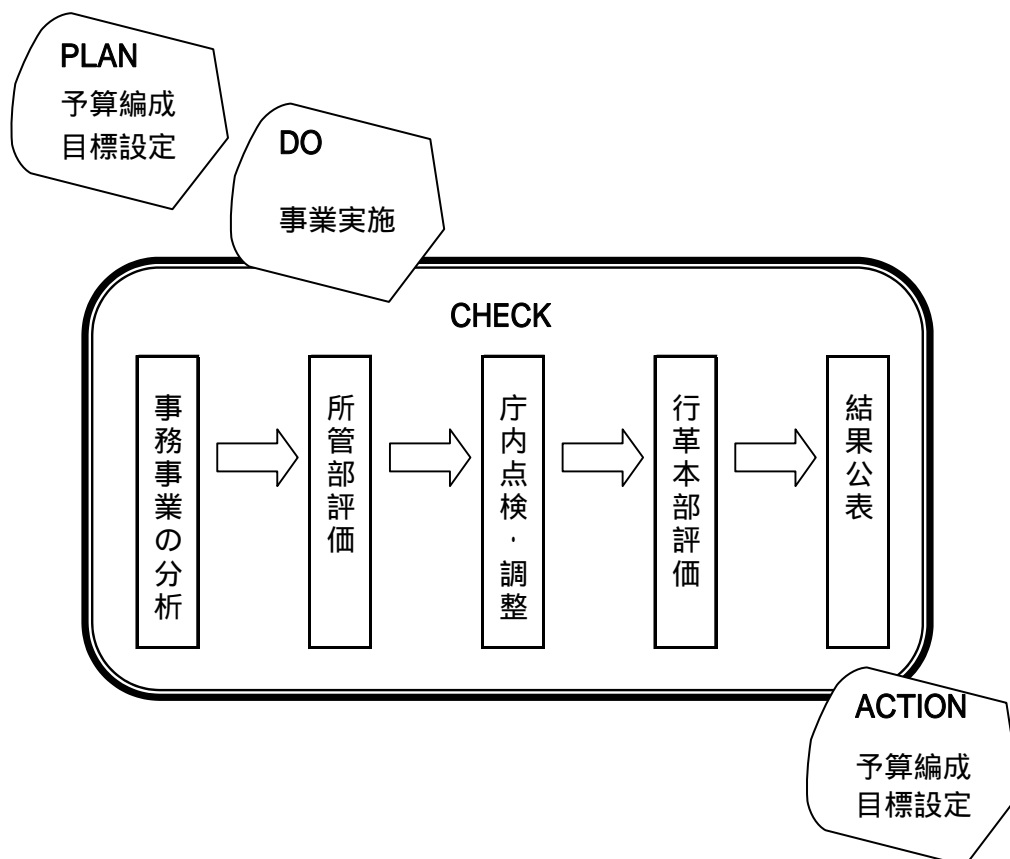


### 3 評価のプロセス

既存事業については、下図の流れで評価（CHECK）を実施します（事後評価）。新規事業については、事業の実施に先立ち評価を行います。

評価に当たっては、まず事業所管課内で課長までの意見調整を行い、部内会議における調整結果を所管部評価とします。

その後、必要に応じてヒアリング等の庁内調整を行い、調整を行った事業については行財政改革推進本部で最終評価を確定します。



#### 事務担当者による分析・所管課長までの意見調整

事務事業の評価については、まず、事務事業を最もよく知りうる担当者が評価表を作成し、所管課長までの意見調整を行います。

既存事業については、事業の分析に基づき、事務事業評価表を作成します（事後評価）。新規事業は、事業の実施に先立ち、事前評価表を作成します（事前評価）。

#### 所管部による評価

所管部において、部内会議を開催し、各事務事業について評価内容を検討し、部内会議での調整結果を所管部評価とします。

#### 庁内点検・調整

庁内検討機関を設置し、各部から提出された評価表の内容点検を行うとともに、ヒアリング等により必要な調整を行います。

## 行財政改革推進本部評価

調整の結果を踏まえ、行財政改革推進本部において最終評価を確定し、今後の市政運営に反映させます。

( 庁内検討機関及び行財政改革本部において修正意見等がない場合は、 所管部評価が最終評価となります。 )

## 結果公表

市の情報公開コーナーや市報、ホームページ等で評価結果を公表します。

## 4 評価方法

### ( 1 ) 既存事業 ( 事後評価 )

既存事業 ( 事後評価 ) は、指標の達成度や指標以外の成果、外部要因、コストに基づき、事業所管部において、「実績」「必要性」「効率性」「公平性」の各項目に対し、4段階の評語を選択するとともに、その判断理由等を記述します。

各項目の評価に当たっての基本的な視点は次表のとおりです。

### < 事後評価の視点 >

評価項目	評価の視点
実績	十分な成果をあげているか。 投入費用は妥当な水準か ( 必要以上のサービスにより、経費が過大となっていないか ) 。
必要性	国・都・民間での実施状況に鑑み、市が実施すべき事業であるといえるか。 社会経済状況の変化を踏まえて実施されているか。 廃止した場合に大きなデメリットは生じるか。 。
効率性	限られた財源を有効に活用しているといえるか ( 類似事業との連携・統合などにより効率化できないか ) 。
公平性	サービス対象に問題はないか ( 利用者や受益者が固定化傾向にないか ) 。

各項目の評価結果及び類似団体との比較等を踏まえ、総合評価として今後の事業のあり方・方向性を示します。

<p>拡充 ニーズの増大に対応して、事業を更に強化する必要があるもの。</p> <p>継続実施 現状水準で事業を継続していくもの。給付対象者の自然増減に伴いコストが増減する場合を含む。</p> <p>改善・見直し 現状の仕組みを前提としつつ、実施方法の見直しなどにより改善を図るべきもの。</p> <p>抜本的見直し 事業の委託化や一部廃止など、事業の仕組みを含めた根本的な見直しが必要なものの。</p> <p>廃止・休止 事業を休止又は廃止するもの。単年度事業など、終了が確定しているものを含む。</p>
---

## (2) 新規事業（事前評価）

新規事業（事前評価）は、事業所管部において、「必要性」「緊急性」「有効性」「効率性」の各項目に対し、「高」「中」「低」の3段階の評価を付すとともに、その判断理由等を記述します。

各項目の評価に当たっての基本的な視点は次表のとおりです。

### <事前評価の視点>

評価項目	評価の視点
必要性	<p>高：法律等で市が実施すべきと定められている。市が主体的に実施すべき事業である。</p> <p>中：行政による実施が義務付けられている。市が主体的に実施すべき事業かどうか検討する余地がある。</p> <p>低：市の実施が義務付けられておらず、国・都・民間・類似事業などで代替可能であるが、市民要望が強い。</p>
緊急性	<p>高：法律等により実施時期が定められている。または来年度実施しないと事業の意味が失われる。</p> <p>中：来年度の実施が強く求められている。</p> <p>低：実施時期を検討する余地がある。</p>
有効性	<p>高：事業目標を達成するために必要不可欠である。</p> <p>中：事業目標を達成するために有効である。他の手段・方法を検討する余地はある。</p> <p>低：事業目標を達成するために有効とはいえないが、現状では他の手段・方法がない。</p>
効率性	<p>高：投入経費等に見合う実績・成果をあげることが十分に想定される。</p> <p>中：投入経費等に見合う実績・成果をあげられる見込みである。</p> <p>低：投入経費等に見合う実績・成果をあげられるとは限らないが代替手段がない。</p>

## 平成 17 年度の行政評価結果の概要

### 1 評価実施対象

平成 17 年度は、16 年度実施事業（既存事業）のうち、249 事業を対象として事後評価を行いました。また、平成 18 年度以降に実施予定の事業（新規事業）について、10 事業を対象に事前評価を実施しました。

	所管部評価	行革本部評価
既存事業（事後評価）	249	25
新規事業（事前評価）	10	10

### 2 既存事業評価結果の概要

#### （1）所管部評価（総合評価）の集計結果

	拡 充	継続実施	改善・見直し	抜本的見直し	廃止・休止
事業数	25	149	45	7	23
構成比	10.1%	59.8%	18.1%	2.8%	9.2%

#### （2）所管部評価結果と行革本部評価結果の比較（対象 25 事業）

所管部評価の結果を踏まえ、行財政改革推進本部として再評価を行った事業は 25 事業であり、同一事業に対する評価結果の比較は以下のとおりです。

		行 革 本 部 評 価					合計
		拡 充	継続実施	改善・見直し	抜本的見直し	廃止・休止	
所 管 部 評 価	拡 充		15				15
	継続実施	2		7			9
	改善・見直し				1		1
	抜本的見直し						0
	廃止・休止						0
	合 計	2	15	7	1	0	25